

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第34号

答申番号：令和3年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）第17条ただし書の「自立を助長する」とは、公私の扶助を受けず自分の力で社会生活に適応した生活を営むことができるように助け育てていくことを意味することから、請求人が就職のための自動車運転免許（以下「運転免許」という。）の取得費用に係る保護費の支給を求める旨の申請（以下「本件申請」という。）は同条ただし書の要件を満たすのであり、原処分（生活保護変更申請却下処分）には自立を助長することのできる見込みのある場合という法文上の文言を厳格に解しすぎているという誤りがある。

2 処分庁の主張の要旨

請求人には広汎性発達障害、軽度精神遅滞及び自己愛性パーソナリティ障害（以下「本件障害」という。）があるため、請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）及び処分庁の嘱託医（以下「本件嘱託医」という。）の意見を参考としたほか、請求人の生活歴及び職歴を踏まえると、本件申請が法第17条ただし書の要件を満たしているとはいえないことから、原処分は適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件申請が生業扶助の申請要件を満たす旨を主張するが、本件主治医及び本件嘱託医の見解などの事情を総合的に勘案すると、請求人が運送業に継続的に従事することは相当に困難であるといわざるを得ない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年1月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の生業扶助（法第11条第1項第7号）は、困窮のため最低限度の生活を

維持することのできない者又はそのおそれのある者に対し、生業に必要な技能の修得等の範囲内において行われるものとされているが（法第17条）、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限るとされている（同条ただし書）。

そこで本件についてみると、請求人は、就職の内定を得た会社の入社誓約書に運転免許を取得できない場合は内定取消しになる旨の条件があったことを理由として本件申請を行ったところ、処分庁は、本件主治医及び本件嘱託医の意見を踏まえて原処分を行ったことが認められる。この点、請求人の本件障害に係る医学的所見は、本件申請が請求人の自立助長に資するか否かを判断する上で重要な考慮要素であったといえることができる。そして、本件申請時における本件障害の程度によると請求人が内定を得た会社での就労は困難との医学的所見が示されていたのであるから、これを受けて原処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、同条ただし書の自立を助長するとは、公私の扶助を受けず自分の力で社会生活に適応した生活を営むことができるように助け育てていくことを意味することから、請求人が就職のための運転免許の取得費用を求める本件申請は同条ただし書の要件を満たすのであり、原処分には自立を助長することのできる見込みのある場合という法文上の文言を厳格に解しすぎているという誤りがある旨を主張する。

この点、処分庁は、請求人の自立助長に向けて、請求人が本件障害を有していたことを考慮し、必要な障害福祉サービスの活用を助言していたことが認められる。具体的にみると、処分庁における就労支援相談員を通じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援（就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。）の活用を提案したものの、請求人はこれに同意することなく本件申請に至ったものと認められる。この事情並びに前述の本件主治医及び本件嘱託医の医学的所見を踏まえると、本件申請は法第17条ただし書の要件を満たしているとはいえないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子